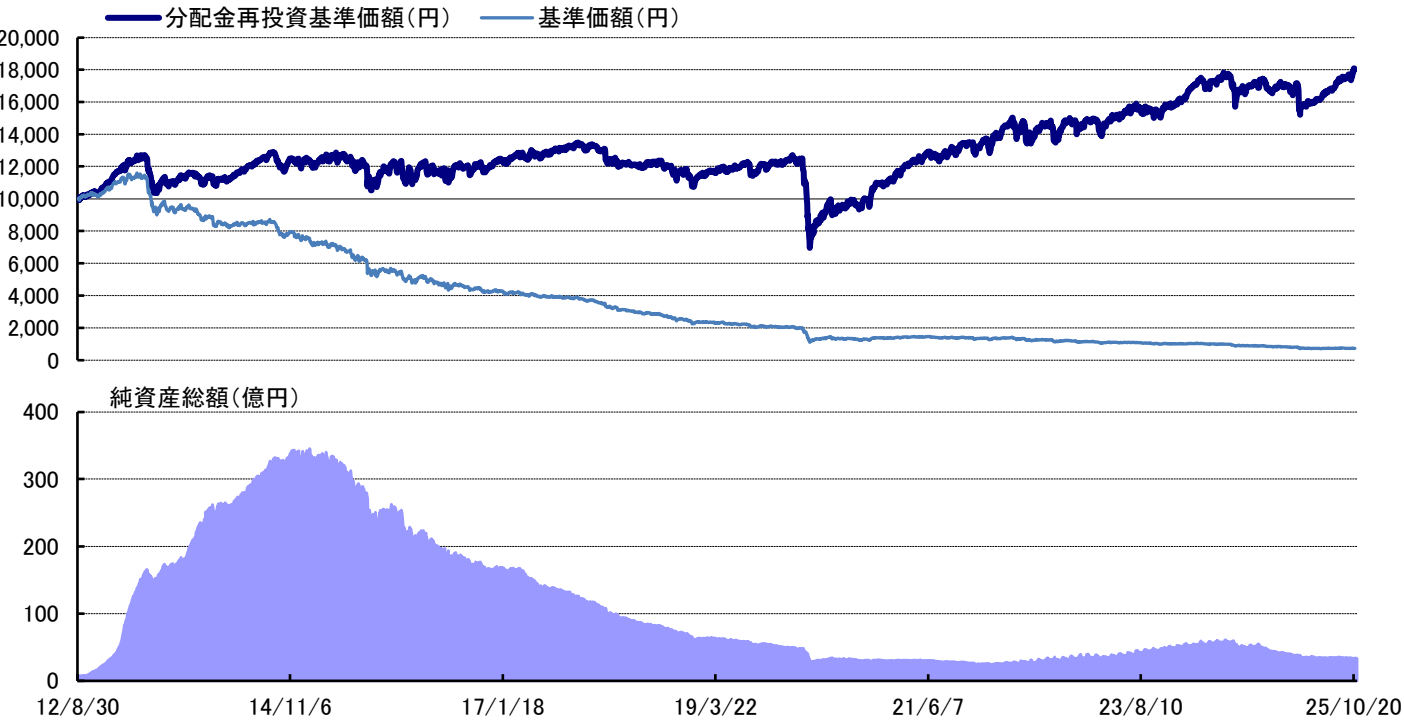


※本資料は、原則として表示桁数未満を四捨五入していますので、合計の数値とは必ずしも一致しません。  
※運用実績および分配実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額と純資産総額の推移(設定来:日次)

※分配金再投資基準価額は収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。  
なお、基準価額および分配金再投資基準価額は信託報酬控除後です。



| 商品概要                             |                        | 期間別騰落率                                |       | 分配実績(1万口当たり、税引前) |        |         |       |       |        |
|----------------------------------|------------------------|---------------------------------------|-------|------------------|--------|---------|-------|-------|--------|
| 設定日                              | 2012年8月31日             | 過去1ヵ月                                 | 2.8%  | 第146期            | 第147期  | 第148期   | 第149期 | 第150期 | 第151期  |
| 信託期間                             | 2026年4月27日まで           | 過去3ヵ月                                 | 7.4%  | 24年11月           | 24年12月 | 25年1月   | 25年2月 | 25年3月 | 25年4月  |
| 決算日                              | 毎月25日<br>(休業日の場合は翌営業日) | 過去6ヵ月                                 | 13.5% | 15円              | 15円    | 15円     | 15円   | 15円   | 15円    |
| 信託報酬率                            | 年 1.463%<br>(税抜 1.33%) | 過去1年                                  | 5.8%  | 第152期            | 第153期  | 第154期   | 第155期 | 第156期 | 第157期  |
| 基準価額                             | 730円                   | 過去3年                                  | 24.7% | 25年5月            | 25年6月  | 25年7月   | 25年8月 | 25年9月 | 25年10月 |
| 純資産総額                            | 3,303百万円               | 設定来                                   | 80.2% | 15円              | 15円    | 15円     | 15円   | 15円   | 15円    |
| ※投資対象とする外国投資信託証券にも別途信託報酬等がかかります。 |                        | ※収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。 |       | 設定来分配金合計         |        | 11,525円 |       |       |        |

| 資産構成                                       |        | 基準価額騰落率の要因分析                                                                                                   |             |          |          |             |           |       |
|--------------------------------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|----------|-------------|-----------|-------|
| ファンド名                                      | 比率     | 対象期間：2025年10月1日～2025年10月31日                                                                                    |             |          |          |             |           |       |
| UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ<br>- 豪州高配当株・ツインαファンド | 98.5%  | 豪州株式要因                                                                                                         |             |          | 為替要因     |             | その他<br>要因 | 合計    |
| T&Dマネープールマザーファンド                           | 0.6%   | 価格<br>変動                                                                                                       | オプション<br>効果 | 配当<br>要因 | 価格<br>変動 | オプション<br>効果 |           |       |
| 現預金等                                       | 1.0%   | 1.57%                                                                                                          | 0.66%       | 0.04%    | 3.35%    | -2.28%      | -0.56%    | 2.78% |
| 合計                                         | 100.0% | ※株式には、投資信託証券を含みます。<br>※オプション効果は、プレミアム収入とオプションの評価損益の合計です。<br>※その他要因には、信託報酬等を含みます。<br>※合計は、当月の基準価額騰落率(分配金再投資)です。 |             |          |          |             |           |       |

## 投資対象ファンドの運用概況

### 「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ－豪州高配当株・ツインαファンド」

#### 2025年10月末現在(現地基準)

投資対象ファンドの運用概況は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン(シンガポール支店)、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店および副投資顧問会社であるフランクリン・テンブルトン・オーストラリア・リミテッドより入手したデータをもとに作成しております。

#### ◆ ファンドの概要

|        |       |
|--------|-------|
| 株式組入比率 | 97.8% |
| 配当利回り  | 4.60% |

※比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する比率です。

※株式には、投資信託証券を含みます。

※株式組入比率は、未払金等が多いと100%を超える場合があります。

※配当利回りは、基準日時点の予想配当をもとに算出した個別銘柄の予想配当利回りを、株式評価総額で加重平均したものです。

#### ◆ オプション取引

|           | 株式オプションα戦略 | 通貨オプションα戦略 |
|-----------|------------|------------|
| 行使水準      | 101.47%    | 100.60%    |
| プレミアム(年率) | 7.5%       | 7.5%       |

※行使水準は、基準日以前で直近に行った取引の行使水準です。

※行使期間は、原則として概ね1ヵ月です(変更する場合があります)。

※プレミアム(年率)は、純資産に対する年率調整後のオプションのプレミアム収入です。

#### ◆ 現物株式

| 業種別組入比率            |       |
|--------------------|-------|
| 業種                 | 比率    |
| 銀行                 | 11.6% |
| 素材                 | 11.6% |
| 保険                 | 10.8% |
| 運輸                 | 10.8% |
| エクイティ不動産投資信託(REIT) | 10.3% |
| 公益事業               | 7.2%  |
| 生活必需品流通・小売り        | 5.9%  |
| 資本財                | 4.5%  |
| 電気通信サービス           | 4.4%  |
| 商業・専門サービス          | 4.1%  |
| その他の業種             | 16.6% |
| 合計                 | 97.8% |

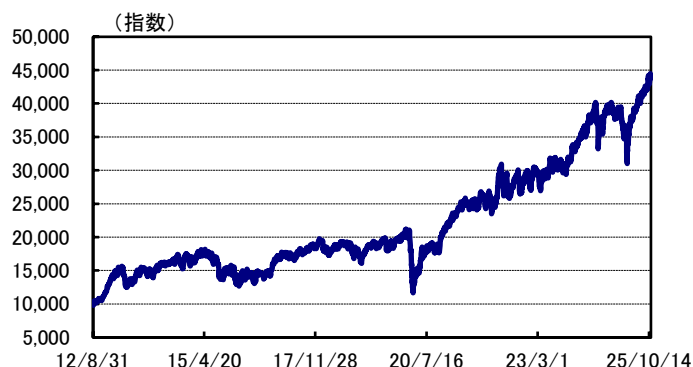
| 組入上位10銘柄 |                             |                    |      |
|----------|-----------------------------|--------------------|------|
|          | 銘柄名                         | 業種                 | 比率   |
| 1        | ANZ GROUP HOLDINGS LTD      | 銀行                 | 5.4% |
| 2        | BHP GROUP LTD               | 素材                 | 5.2% |
| 3        | MEDIBANK PRIVATE LTD        | 保険                 | 4.8% |
| 4        | SCENTRE GROUP               | エクイティ不動産投資信託(REIT) | 4.8% |
| 5        | APA GROUP                   | 公益事業               | 4.5% |
| 6        | TELSTRA GROUP LTD           | 電気通信サービス           | 4.4% |
| 7        | AURIZON HOLDINGS LTD        | 運輸                 | 4.2% |
| 8        | TRANSURBAN GROUP            | 運輸                 | 3.8% |
| 9        | QBE INSURANCE GROUP LTD     | 保険                 | 3.3% |
| 10       | NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD | 銀行                 | 2.8% |

組入銘柄数 47銘柄

※比率は、投資対象ファンドの純資産総額に対する比率です。  
※業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

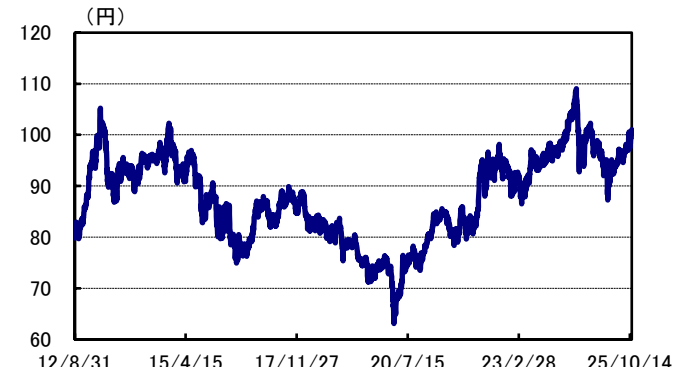
### ご参考情報

#### ◆ S&P/ASX 200 Index(配当込み)(円換算)の推移



※S&P/ASX 200 Index(配当込み)(円換算)は、豪ドル建てのS&P/ASX 200 Index(配当込み)【出所:Bloomberg】を、当社が円換算したものです。  
当ファンドが投資対象ファンドを組入れた日の前日を10,000として指数化。

#### ◆ 為替レート(豪ドル/円)の推移



※為替レートは、ロンドン時間午後3時30分のレート【出所:Bloomberg】です。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## ファンドマネージャーのコメント

## 市況概況

10月のオーストラリア株式市場は上昇しました。上旬はFRB(米連邦準備制度理事会)の利下げ観測の強まりを受けて米国株式市場が最高値を更新し、世界的な株高が投資家のリスク選好度を高めるなか、オーストラリア株式市場も堅調に推移しました。中旬はトランプ米大統領が中国に対する関税引上げを示唆したことを受け、貿易戦争を巡る懸念が再燃したため、投資家のリスク回避姿勢が鮮明となると、株式市場は一時下落しました。その後は豪雇用統計で失業率が上昇したことから、RBA(オーストラリア準備銀行)の利下げ期待が高まり、株式市場は上昇しました。下旬は、レアアースの供給に関する米豪間の合意を受け、鉱業関連株を中心に株式市場は上昇しましたが、7-9月期の豪CPI(消費者物価指数)の伸びが市場予想を上回ったことなどをを受けて、RBAの利下げ観測が後退すると、株式市場は月末にかけて下落しました。

豪ドルは対円で上昇しました。上旬は、自民党の総裁選で拡張的な財政政策を掲げる高市早苗氏が勝利したことから円安豪ドル高となりました。中旬は、トランプ米大統領が中国のレアアース輸出規制に反発し、大幅な関税の引上げを検討しているとSNSに投稿したことから、オーストラリアと経済的なつながりの強い中国の経済に懸念が生じたため豪ドルが下落し、円高豪ドル安となりました。下旬は、高市政権が発足し、日銀の追加利上げが難しいとの見方が広まったことに加え、7-9月の豪CPIの伸びが市場予想を上回ったことから、円安豪ドル高となりました。

## 運用概況

当月の当ファンドの基準価額は2.8%上昇(分配金再投資後)しました。月を通じて、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド」(以下、外国投資信託証券)を高位に組入れました。

外国投資信託証券は、安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目的として、相対的に予想配当利回りが高い銘柄に選別投資し、ポートフォリオの構築を行いました。また、スワップ取引を通じて、実質的にオーストラリア株式市場全体(株価指数等)のオプション取引(コールオプションの売却)および通貨のオプション取引(コールオプションの売却)の双方のポジションを取りました。

当月の外国投資信託証券の基準価額は、主に為替の価格変動要因等がプラスに寄与し、上昇しました。10月中のポートフォリオについては、サントス(エネルギー)を購入しました。10月末現在の株式の組入銘柄数は47銘柄、組入上位業種は、銀行、素材、保険などとなりました。

## 今後の運用方針

当ファンドは、「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド」(以下、外国投資信託証券)および「T&Dマネープールマザーファンド」を主要投資対象とし、外国投資信託証券の組入比率を高位に保ちます。また、外国投資信託証券を通じて、オーストラリアの高配当株式への投資を行うと同時に、株式オプションα戦略および通貨オプションα戦略を活用し、引続き年率15%の目標オプション料(プレミアム)収入の獲得を目指します。

※市況概況および「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ - 豪州高配当株・ツインαファンド」については、フランクリン・템プルトン・オーストラリア・リミテッドより入手したコメントをもとに作成しております。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## ファンドの目的・特色

### ファンドの目的

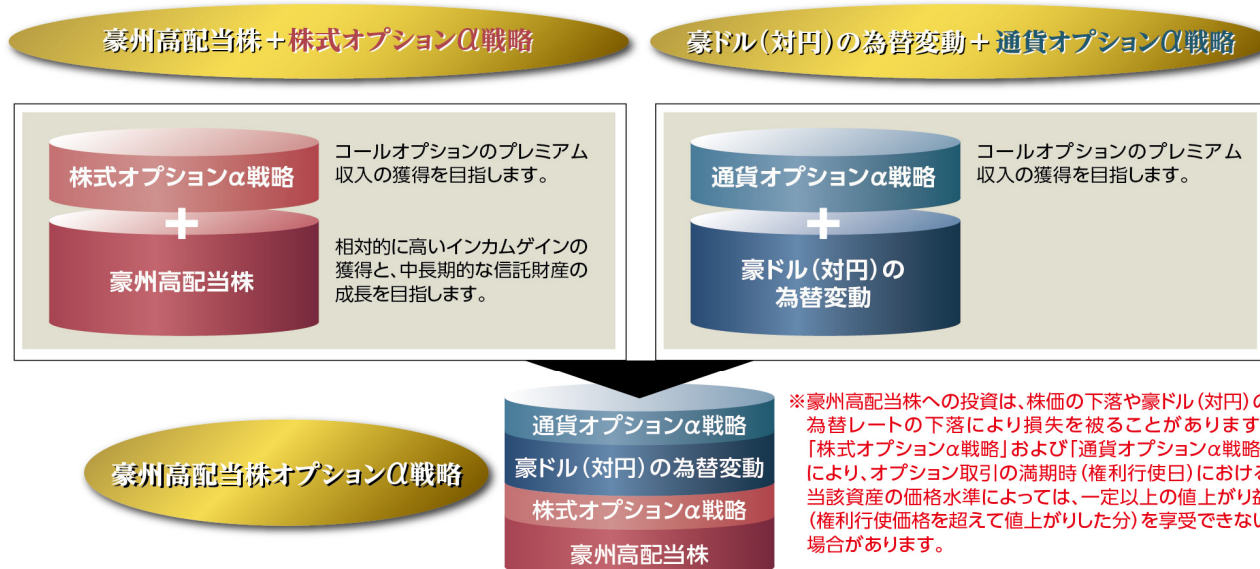
安定した配当収入の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指して運用を行います。

### ファンドの特色

1. オーストラリアの証券取引所に上場する高配当株式等\* (以下「豪州高配当株」といいます。)を実質的な主要投資対象とし、相対的に高いインカムゲインの獲得と中長期的な信託財産の成長を目指します。  
\*株式および投資信託証券(不動産投資信託(リート)を含みます。)をいいます。
2. 「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を実質的に活用し、更なる収益の獲得を目指します。

### 豪州高配当株オプションα戦略の運用イメージ

ファンドでは、豪州高配当株への投資に、「株式オプションα戦略」および「通貨オプションα戦略」を加えた、2つのカバードコール戦略を構築します。上記を組み合わせた戦略を、豪州高配当株オプションα戦略と呼びます。



上記は「豪州高配当株オプションα戦略」の概略を簡易的に示したイメージです。

#### 【一般的なカバードコール戦略とは】

- カバードコール戦略とは、ある特定の資産(株式等)への投資に加え、当該資産等を対象とするコールオプションを売る戦略です。
- この戦略により、当該資産の値上がり益や配当収益とともに、オプションのプレミアム収入の獲得が期待されます。
- ただし、オプション取引の満期時(権利行使日)における当該資産の価格水準によっては、一定以上の値上がり益(権利行使価格を超えて値上がりした分)を放棄することがあります。

#### 【一般的なコールオプションとは】

- コールオプションとは、ある特定の資産(株式等)を将来の特定期日(満期日等)に、あらかじめ定められた価格(＝権利行使価格)で買う権利のことです。
- この権利を売却する対価として、売り手はオプションのプレミアム収入を獲得できますが、同時に満期日などにおいて権利行使に応じる義務を負います。
- 対象資産の価格水準や価格の変動率が上昇すること等が、コールオプションの市場価格の上昇要因となります。
- 満期日等に対象資産の市場価格が権利行使価格を上回っていた場合、コールオプションの買い手が権利を行使することで、売り手にとっては損失を被る要因となります。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

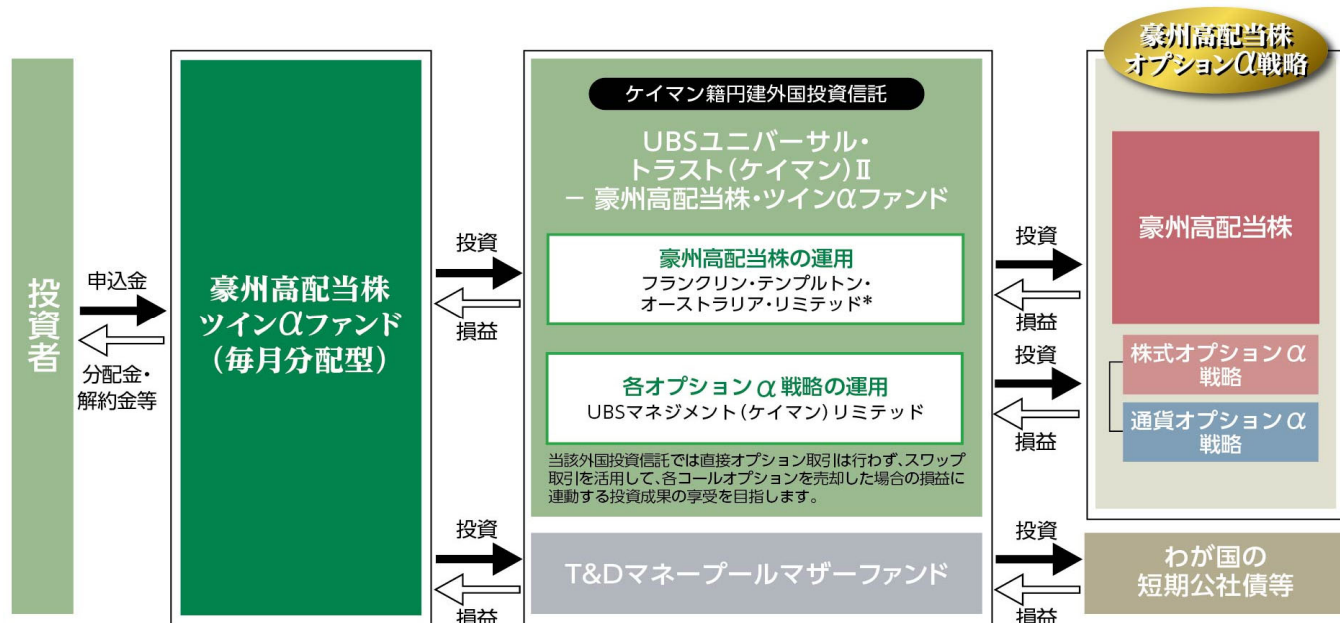
電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

主として円建の外国投資信託証券であるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅱ-豪州高配当株・ツインαファンドへの投資を通じて、豪州の証券取引所に上場している株式および投資信託証券(不動産投資信託を含む。)に投資を行います。

また、国内の証券投資信託であるT&Dマネープールマザーファンド受益証券への投資も行います。



豪州高配当株の運用は、フランクリン・テンプルトン・グループのフランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッドが行います。

### フランクリン・テンプルトン・グループ

米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く独立系の資産運用会社グループです。世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。

### フランクリン・テンプルトン・オーストラリア・リミテッド

フランクリン・テンプルトン・グループの資産運用会社で、オーストラリアの株式・不動産投資信託等のアクティブ運用において長年にわたる運用実績があります。規律ある独自のボトムアップのファンダメンタルズ調査と一貫した投資哲学とプロセスに基づき、顧客のニーズに合わせた様々な運用サービスを提供しています。

各オプションα戦略の運用は、UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

### UBSグループ

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。2024年第4四半期現在の投資預かり資産は6.1兆米ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置き、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

### UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時~午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## 投資リスク

## 基準価額の変動要因

**ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。**

**したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。**

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク        | 株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。特に企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株価が大きく下落し、基準価額が値下がりする要因となります。<br>リートの場合は、当該リートの組入不動産等の価値や賃料、不動産市況の変動、リートに関する法制度の変更等様々な市場・経済の状況等を反映して変動します。組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 為替変動リスク        | 外貨建資産は通貨の価格変動によって評価額が変動します。一般に外貨建資産の評価額は、円高になれば下落します。外貨建資産の評価額が下落した場合、基準価額が値下がりする要因となります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| オプションα戦略に伴うリスク | <p>■ 外国投資信託は、オプションα戦略により、スワップ取引を通じて実質的に株価指数および豪ドル(対円)のコールオプションの売却を行います。売却後に株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率が上昇した場合等には当該コールオプションの価値の上昇により損失を被る可能性があり、基準価額が値下がりする要因となります。</p> <p>■ オプションα戦略では、株価指数や豪ドル(対円)がコールオプションの権利行使価格を超えて上昇した場合には、権利行使に伴う支払いが発生します。このため、各オプションα戦略を行わずに豪州高配当株に投資した場合に比べ、投資成果が劣る可能性があります。</p> <p>■ オプションのプレミアム収入の水準は、コールオプションの売却を行う時点の株価や為替レートの水準、株価や為替レートの変動率、権利行使価格水準、満期までの期間、市場での需給関係等複数の要因により決まりますので、当初想定したオプションのプレミアム収入の水準が確保できない可能性があります。</p> <p>■ オプションα戦略において、特定の権利行使期間で株価や為替レートが下落した場合、オプションα戦略を再構築した場合の株式、通貨の値上がり益は、再構築日に設定される権利行使価格までの上昇に伴う収益に限定されますので、その後当初の水準まで株価や為替レートが回復しても、基準価額は当初の水準を下回る可能性があります。</p> <p>※ファンドは外国投資信託を通じて豪州高配当株に投資を行います。株式オプションα戦略では、主に豪州株式市場全体(株価指数等)にかかるコールオプションの売却を行います。このため、豪州高配当株と当該株価指数等が異なる値動きをした場合は、上記について必ずしも当てはまらない場合がありますので、ご注意ください。</p> |
| スワップ取引に伴うリスク   | 外国投資信託におけるスワップ取引は、当該取引の相手方の信用リスク等の影響を受け、その倒産等により、契約が不履行になり、損失を被る可能性があります。また、投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が実際に取引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

## ○分配金に関する留意点

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

## ○大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

## ○ファンドは2026年4月27日に満期償還を迎える予定です。そのため、償還に向けた投資対象資産の全部売却により、原則として2026年4月20日以降、基準価額が変動しなくなります。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

## ■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                    |                                                                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位<br>詳しくは販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                  |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                   |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                                                                                              |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位                                                                                                                                          |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を差引いた額                                                                                                                   |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。                                                                                                                   |
| 申込締切時間             | 原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>ただし、販売会社により異なる場合があります。                                                                                    |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。                                                                                                           |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。                                                  |
| 信託期間               | 2026年4月27日まで(2012年8月31日設定)                                                                                                                          |
| 繰上償還               | 投資対象とする外国投資信託が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。<br>また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。           |
| 決算日                | 毎月25日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                  |
| 収益分配               | 年12回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。                                                                                 |
| 信託金の限度額            | 1,000億円                                                                                                                                             |
| 公 告                | 委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ( <a href="https://www.tdasset.co.jp/">https://www.tdasset.co.jp/</a> )に掲載します。                          |
| 運用報告書              | 1月および7月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                               |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。<br>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>配当控除の適用はありません。 |
| 申込不可日              | 下記のいずれかに該当する日には、購入、換金の申込はできません。<br>・申込日または申込日の翌営業日がオーストラリアの証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行およびメルボルンの銀行のいずれかの休業日に該当する日                                       |

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasset.co.jp/>

## 手続・手数料等

## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                  |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入価額に、 <b>4.4%(税抜4.0%)を上限</b> として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。                                                        |

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|--------------------|---------------------|----------------------|----------------------|-----------|------|-------|-------|--------|--------|-------|------|-------|-------|--------|--------|-------|------|-------|--|--|--|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                                                                                                                 | フ   ン   ド                                                                                                                                                                                                                                                                           | 毎日、ファンドの純資産総額に <u>年1.463% (税抜1.33%)</u> の率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率・税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
|                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <table><tr><td>純資産総額<br/>支払先</td><td>30億円以下の部分</td><td>30億円超<br/>60億円以下の部分</td><td>60億円超<br/>100億円以下の部分</td><td>100億円超<br/>500億円以下の部分</td><td>500億円超の部分</td></tr><tr><td>委託会社</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.325%</td><td>0.275%</td><td>0.25%</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>0.80%</td><td>0.90%</td><td>0.975%</td><td>1.025%</td><td>1.05%</td></tr><tr><td>受託会社</td><td colspan="5">0.03%</td></tr></table> | 純資産総額<br>支払先 | 30億円以下の部分          | 30億円超<br>60億円以下の部分  | 60億円超<br>100億円以下の部分  | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超の部分 | 委託会社 | 0.50% | 0.40% | 0.325% | 0.275% | 0.25% | 販売会社 | 0.80% | 0.90% | 0.975% | 1.025% | 1.05% | 受託会社 | 0.03% |  |  |  |  |
|                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 純資産総額<br>支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 30億円以下の部分    | 30億円超<br>60億円以下の部分 | 60億円超<br>100億円以下の部分 | 100億円超<br>500億円以下の部分 | 500億円超の部分            |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 委託会社                                                                                                                             | 0.50%                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.40%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.325%       | 0.275%             | 0.25%               |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 販売会社                                                                                                                             | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.90%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.975%       | 1.025%             | 1.05%               |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 受託会社                                                                                                                             | 0.03%                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| [運用管理費用(信託報酬)の対価の内容]<br>委託会社：委託した資金の運用等の対価<br>販売会社：購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価<br>受託会社：運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 投資対象とする外国投資信託                                                                                                                    | 外国投資信託の純資産総額に対し、年0.5%程度<br>外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| 実質的な負担                                                                                                                           | <u>年1.963% (税抜1.83%)程度</u><br>ファンドが投資対象とする外国投資信託の運用報酬等を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |
| その他の費用・手数料                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"><li>信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、信託財産中から支弁します。</li><li>証券取引に伴う手数料、組入資産の保管に要する費用等は、信託財産中から支弁します。</li></ul> また、組入外国投資信託においても、証券取引・オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。<br><br>これらの費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限等を示すことができません。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |              |                    |                     |                      |                      |           |      |       |       |        |        |       |      |       |       |        |        |       |      |       |  |  |  |  |

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※本資料をご覧いただくにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

■ 設定・運用は



T&Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)  
インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>

## ファンドの関係法人の概況

〔委託会社〕 ◇ 信託財産の運用指図等を行います。

**T&Dアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第357号

加入協会／一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会

〔受託会社〕 ◇ 信託財産の保管・管理業務等を行います。

**三菱UFJ信託銀行株式会社**

(再信託受託会社: 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

〔販売会社〕 ◇ 受益権の募集・販売の取扱い、換金(解約)事務、換金代金・収益分配金・償還金の支払い等を行います。

※ 次頁にファンドの販売会社の名称等を記載しています。

## ご留意いただきたい事項

- 本資料はT&Dアセットマネジメントが作成した販売用資料です。本資料は当社が信頼性が高いと判断した情報等により作成したものです。その正確性・完全性を保証するものではありません。また、本資料に掲載されているグラフ、パフォーマンス等の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に掲載されている意見・見通しは表記時点での当社の判断を反映したものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 投資信託はリスクを含む商品であり、株式および公社債等値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。これら運用による損益は全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 投資信託のご購入時は、各販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡ししますので、必ず内容をご確認のうえ、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

世界産業分類基準(GICS®)は、S&PとMSCIによって作成され、同二社の独占的財産かつ商標です。MSCI、S&P、およびGICS分類の作成または編纂に関与したその他の当事者のいずれも、かかる基準または分類(またはそれを利用することで得られる結果)に関して、いかなる明示的または黙示的な保証または保証も行わず、かかる当事者はすべて、かかる基準または分類に関して、独自性、正確性、完全性、商品性または特定目的への適合性のすべての保証を本書により明示的に否認します。前述の内容に制限を加えることなく、いかなる場合でも、MSCI、S&P、その関連会社またはGICS分類の作成または編纂に関わるいかなる第三者も、いかなる直接的、間接的、特別、懲戒的、派生的、またはその他の損害(逸失利益を含む)について、たとえかかる損害の可能性について知らされていたとしても、責任を負いません。



## 販売会社の名称等

2025年11月4日現在

| 販売会社                      |              | 登録番号                | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>第二種<br>金融商品<br>取引業協会 |
|---------------------------|--------------|---------------------|---------|-------------------------|-------------------------|--------------------------------|
| あかつき証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第67号  | ○       | ○                       | ○                       |                                |
| 池田泉州TT証券株式会社              | 金融商品<br>取引業者 | 近畿財務局長(金商)<br>第370号 | ○       |                         |                         |                                |
| 今村証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 北陸財務局長(金商)<br>第3号   | ○       | ○                       |                         |                                |
| 株式会社SBI証券                 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第44号  | ○       |                         | ○                       | ○                              |
| 第四北越証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第128号 | ○       |                         |                         |                                |
| ちばぎん証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第114号 | ○       |                         |                         |                                |
| 東海東京証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 東海財務局長(金商)<br>第140号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 東武証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第120号 | ○       |                         |                         |                                |
| 日産証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第131号 | ○       |                         | ○                       | ○                              |
| ニュース証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第138号 | ○       | ○                       |                         |                                |
| 野村證券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第142号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| ひろぎん証券株式会社                | 金融商品<br>取引業者 | 中国財務局長(金商)<br>第20号  | ○       |                         |                         |                                |
| マネックス証券株式会社               | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社イオン銀行                 | 登録金融<br>機関   | 関東財務局長(登金)<br>第633号 | ○       |                         |                         |                                |
| 委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 株式会社SBI新生銀行               | 登録金融<br>機関   | 関東財務局長(登金)<br>第10号  | ○       |                         | ○                       |                                |
| 委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社 | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第165号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社         | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第61号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |
| 楽天証券株式会社                  | 金融商品<br>取引業者 | 関東財務局長(金商)<br>第195号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                              |

※加入協会に○印を記載しています。

※野村證券株式会社は、新規買付のお申込は受付けておりません。

※本資料をご覧くださいにあたっては、9ページの「ご留意いただきたい事項」を必ずご確認ください。

## ■ 設定・運用は



T&amp;Dアセットマネジメント

電話番号 03-6722-4810 (受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

インターネットホームページ <https://www.tdasst.co.jp/>